

令和4年度第1回
茨城県障害者差別解消支援協議会
会議資料

茨城県 福祉部 障害福祉課
令和5年6月

茨城県障害者差別解消支援協議会 委員名簿

区 分	選 出 団 体	団体役職	委員氏名
障害者の代表 及び障害者の 福祉に関する 事業に従事す る方	1 茨城県身体障害者福祉協議会	理 事	よねかわ まさのり 米川 正典
	2 茨城県視覚障害者協会	理 事	とよしまきようこ 豊島 京子
	3 茨城県聴覚障害者協会	手話委員長	よしざわかおる 吉沢 馨
	4 茨城県手をつなぐ育成会	副 会 長	いいむらはるよ 飯村 晴代
	5 茨城県肢体不自由児者父母の会連合会	理 事	おざはら ゆか 尾坐原 由香
	6 茨城県心身障害者福祉協会	副 会 長	ひやま たいち 檜山 太一
	7 茨城県精神保健福祉会連合会	副 会 長	ゆみの たかこ 弓野 孝子
	8 茨城県精神科病院協会	会 長	たかさわあきら 高沢 彰
	9 茨城県訪問介護協議会	理 事	しぶや せつこ 渋谷 節子
	10 茨城県社会福祉協議会	副 会 長	もりた ゆりこ 森田 百合子
	11 茨城県自閉症協会	会 長	あきた はるみ 秋田 晴美
	12 茨城県難病団体連絡協議会	理 事	うさみ さちえ 宇佐美 幸枝
	13 茨城県特別支援学校長会	会 員	とうがさき あけみ 東ヶ崎 明美
学識経験者	14 茨城県医師会	常任理事	いとう きんいち 伊藤 金一
	15 茨城県歯科医師会	理 事	なかい みちよ 中井 巳智代
	16 茨城県看護協会	常任理事	かしゃ あつこ 榎谷 厚子
	17 筑波大学	教 授	おざわ あつし 小澤 温
	18 弁護士	弁 護 士	もりた さえこ 森田 冴子
	19 茨城県社会福祉士会	理 事	たきぐちやすこ 滝口 康子
	20 茨城県介護福祉士会	理 事	いで みわ 井手 実和
	21 茨城県理学療法士会	理 事	すずき かずえ 鈴木 和江
	22 茨城県作業療法士会	監 事	にし まなみ 西 マナミ
	23 茨城県議会保健福祉委員会	委 員 長	いそざきたつや 磯崎 達也
行政機関	24 茨城労働局職業安定部	部 長	ふじしまあつし 藤嶋 篤史
	25 茨城県市長会	常務理事兼 事務局長	ほりえ ひでお 堀江 英夫

令和4年度 障害を理由とする差別の解消に関する取組みについて

1 茨城県障害者差別相談室の運営

- 1 実施主体 県（茨城県手をつなぐ育成会に委託）
- 2 事業開始 平成27年4月1日
- 3 設置場所 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（県総合福祉会館）2階
- 4 相談員 3名体制
- 5 相談時間 午前9時～午後5時（月曜～金曜 祝日・年末年始を除く）
相談電話：029-246-6049 FAX：029-246-6048
Eメール：s-sohdan@bz04.plala.or.jp
- 6 事業内容
 - 電話、来所等による相談対応、必要な助言、情報提供及び関係者間の調整
 - 県からの依頼に基づき行う、企業・団体等に対する普及啓発活動等

【相談件数の推移】

	相談者数	内 訳										
		相 談 者			相 談 方 法				障 害 種 別			
		本人	家族	その他	電話	来所	メール	FAX等	身体	知的	精神	その他
H27	141	96	22	23	115	16	0	10	40	14	53	34
H28	173	138	20	15	145	14	0	14	50	19	69	35
H29	112	88	15	9	102	8	2	0	20	8	61	23
H30	107	92	10	5	98	5	3	1	30	2	62	13
R1	84	65	9	10	77	3	4	0	24	7	39	14
R2	68	51	10	7	58	4	6	0	18	5	37	8
R3	107	76	12	19	96	1	10	0	39	8	43	17
R4 4-1月	78	55	11	12	65	0	12	1	21	8	26	23

- ・相談件数が増加したR3年度と比較すると、R4年度は若干の減少傾向にある。
- ・相談者の障害種別では、身体、精神障害者の方からの相談が多い。

【相談件数の分野別内訳】

	合計	内 訳											
		福祉	医療	商品サ	雇用	教育	文化	建物	交通	不動産	情報	意思	その他
H27	141	30	3	7	22	14	0	3	5	1	0	0	56
H28	173	22	4	12	19	4	0	1	6	0	2	0	103
H29	112	19	5	7	12	7	1	0	2	0	2	0	57
H30	107	23	6	8	9	2	2	2	3	0	2	0	50
R1	84	8	7	8	13	3	2	0	3	0	0	0	40
R2	68	7	7	3	6	6	2	0	2	1	1	0	33
R3	107	16	7	5	13	10	0	0	4	1	2	0	49
R4 4-1月	78	17	3	1	14	2	3	1	3	1	1	0	32

- ・相談内容の分野は「福祉」、「雇用」に関する相談が多い。

2 主な相談事例

	相談者	分野	相談内容	対応・経過等
1				
2	相談事例については、特定の個人や団体等が特定される恐れがあるため、非公開			
3				

3 普及啓発活動

(1) 差別相談事例集（第4版）及び障害者権利条例パンフレットの配布

- ・(3)に記載のあるスポーツイベントで来場者に差別相談事例集を配布。(約2,000部)
- ・令和4年3月に作成した障害者権利条例パンフレットを商工会議所連合会及び商工会連合会を通じて県内の各商工会議所・商工会に配布。
- ・その他、市町村障害福祉担当課や関係団体からの要望に応じて随時配布。



(2) 新聞広告

- ・ 条例や相談室を周知するための広告を掲載
- ・ 掲載日
令和4年12月3日～9日
(障害者週間のうち1日)
- ・ 掲載紙
朝日新聞、茨城新聞、産経新聞
東京新聞、日経新聞、毎日新聞

(3) スポーツイベントにおける人権啓発活動の実施

茨城に障害のある人の権利条例をつくる会等の関係団体と協力し、Jリーグ水戸ホーリーホックの試合、Bリーグ茨城ロボッツの試合においてPR活動を実施。(令和4年10月2日、令和4年11月30日)



(4) 市町村担当職員等研修会

市町村職員を対象にした研修会を動画配信形式で開催。

【内容】

- ・ 県障害福祉課及び茨城県障害者差別相談室から障害を理由とする差別の解消に関する取組みと相談室の活動について説明
- ・ 障害当事者から社会的障壁や合理的配慮の提供等について聞く講演
 標題「社会モデルと合理的配慮」

(5) 出前講座の実施

県障害福祉課の担当職員や相談員を派遣し、障害者権利条例の取組み等を説明する出前講座を実施。

【令和4年度（1月末時点）実績：14件】

<主な派遣先>

水戸市役所	新規採用職員研修会
茨城県警察学校	警察学校初任科生
古河市役所	新任課長職員研修会
茨城県作業療法士会	会員
障害福祉サービス事業所	職員 等

その他、市役所等の行政機関、障害福祉サービス事業所等に講師を派遣。

(6) その他の活動

- ・ NHK データ放送（県域放送）での周知（R4.6月、R4.12月）
- ・ 県公式ツイッターでの周知（R4.12月、R5.1月、R5.2月）
- ・ 障害者権利条例やヘルプマークに対する県民の認知度等を把握するため、インターネット調査を実施（R4.9月）

(7) ヘルプマークに関する啓発活動

- ・ 令和元年6月10日（月）から配布開始
- ・ 配布場所 県庁障害福祉課、健康推進課、少子化対策課
 各県民センター（県内4箇所）
 各保健所（県内11箇所）
 各市町村窓口
 茨城県高次脳機能障害支援センター 等
- ・ 啓発活動 NHK データ放送での周知（R4.4月、R4.5月）
 茨城県公式ツイッターでの周知（毎月1回程度投稿）
 (4)の担当者研修会の場などを活用し、ヘルプマークを含む障害者のためのマークについて周知

令和4年度ネットリサーチ「障害を理由とした差別の解消」に関する調査結果報告書

■結果のポイント

- 障害を理由とした差別は解消されてきているかどうかについて、「とても解消されている」(2.1%)、「少し解消されている」(24.7%)を合わせた【解消されている】は26.8%となっている。一方で、「あまり解消されていない」(22.5%)、「全く解消されていない」(5.2%)を合わせた【解消されていない】は27.7%となっている。
- 障害を理由とした差別が生じやすいと思う分野については、「雇用・就業分野」が59.4%で最も高く、「教育分野(学校・大学等)」が27.3%と続く。
- ヘルプマークの認知度について、「ヘルプマークの意味、目的まで知っている」(24.7%)、「名称、マークのデザインのみは知っている」(26.7%)を合わせた【知っている】は51.4%となっている。

■調査結果の概要

1 障害者の権利や差別解消について定めた、「障害者権利条例」「障害者差別解消法」の認知度

- ◇ 『障害者権利条例』について、「障害者への差別解消を目的とすることも知っている」が7.5%、「名称のみ知っている」が13.1%となっている。
- ◇ 『障害者差別解消法』について、「障害者への差別解消を目的とすることも知っている」が7.7%、「名称のみ知っている」が12.7%となっている。

Q1.あなたは、障害者の権利や差別解消について定めた、次のア～イの法律(条例)について知っていますか。ア～イのそれぞれの項目についてあてはまるものを選んでください。
SA



	%	障害者への差別解消を目的とすることも知っている	名称のみ知っている	知らなかった
ア 障害者権利条例	100.0	7.5	13.1	79.4
イ 障害者差別解消法	100.0	7.7	12.7	79.6

(※)

ア「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（障害者権利条例）：平成 27 年 4 月施行」について、詳しくはこちら。

（茨城県 HP）：<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/shofuku/g/syougaisyajyourei.html>

イ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）：平成 28 年 4 月施行」について、詳しくはこちら。

（内閣府 HP）：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

2 「障害者権利条例」または「障害者差別解消法」の認知経路

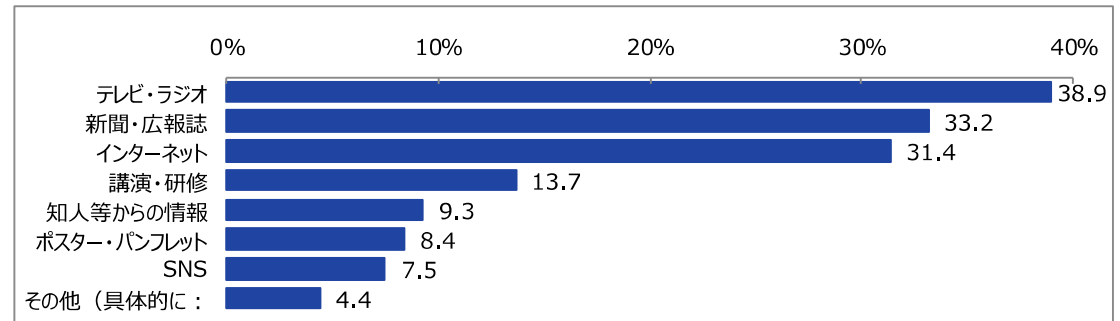
◇ 「テレビ・ラジオ」が 38.9% で最も高く、「新聞・広報誌」が 33.2% と続く。

（Q1 でいずれかについて「障害者への差別解消を目的とすることも知っている」「名称のみ知っている」と回答された方へ）

Q2. あなたは、障害者権利条例または障害者差別解消法を何で知りましたか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

MA

	%	n
全体	100.0	226
テレビ・ラジオ	38.9	88
新聞・広報誌	33.2	75
インターネット	31.4	71
講演・研修	13.7	31
知人等からの情報	9.3	21
ポスター・パンフレット	8.4	19
SNS	7.5	17
その他（具体的に）	4.4	10



3 障害を理由とした差別は解消されてきているかどうか

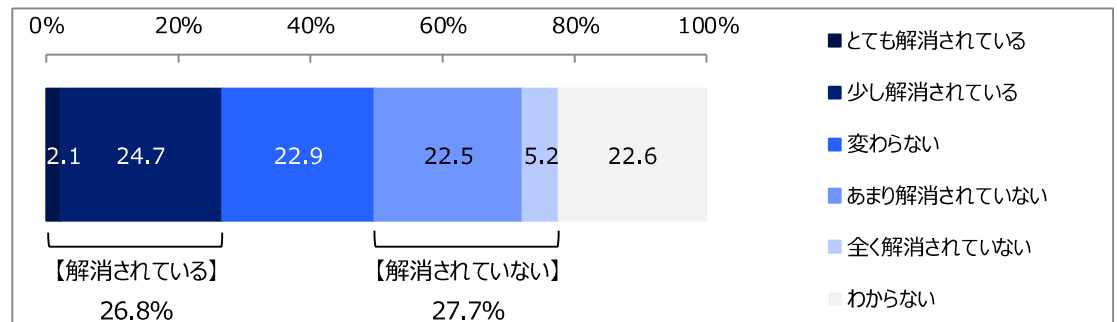
◇ 「とても解消されている」(2.1%)、「少し解消されている」(24.7%) を合わせた【解消されている】は 26.8% となっている。

◇ 「あまり解消されていない」(22.5%)、「全く解消されていない」(5.2%) を合わせた【解消されていない】は 27.7% となっている。

Q3. あなたは、障害を理由とした差別は解消してきていると思いますか。次の中からあてはまるものを 1 つ選んでください。

SA

	%	n
全体	100.0	1000
とても解消されている	2.1	21
少し解消されている	24.7	247
変わらない	22.9	229
あまり解消されていない	22.5	225
全く解消されていない	5.2	52
わからない	22.6	226



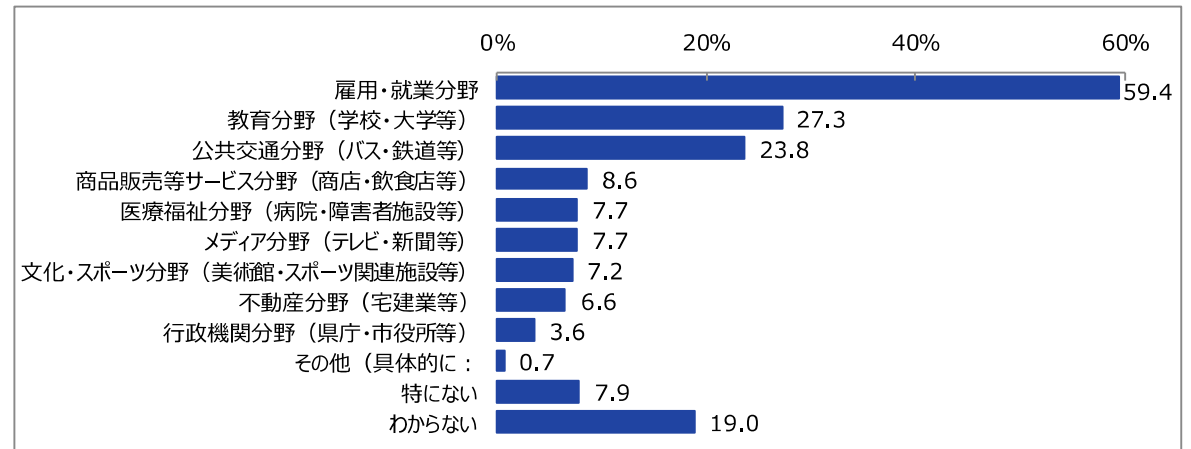
4 障害を理由とした差別が生じやすいと思う分野

◇ 「雇用・就業分野」が59.4%で最も高く、「教育分野（学校・大学等）」が27.3%、「公共交通分野（バス・鉄道等）」が23.8%と続く。

Q4.障害を理由とした差別が生じる場面は様々ですが、あなたは、どの分野で特に差別が生じやすいと思いますか。次の中からあてはまるものを最大3つまで選んでください。

MA

	%	n
全体	100.0	1000
雇用・就業分野	59.4	594
教育分野（学校・大学等）	27.3	273
公共交通分野（バス・鉄道等）	23.8	238
商品販売等サービス分野（商店・飲食店等）	8.6	86
医療福祉分野（病院・障害者施設等）	7.7	77
メディア分野（テレビ・新聞等）	7.7	77
文化・スポーツ分野（美術館・スポーツ関連施設等）	7.2	72
不動産分野（宅建業等）	6.6	66
行政機関分野（県庁・市役所等）	3.6	36
その他（具体的に：	0.7	7
特にない	7.9	79
わからない	19.0	190



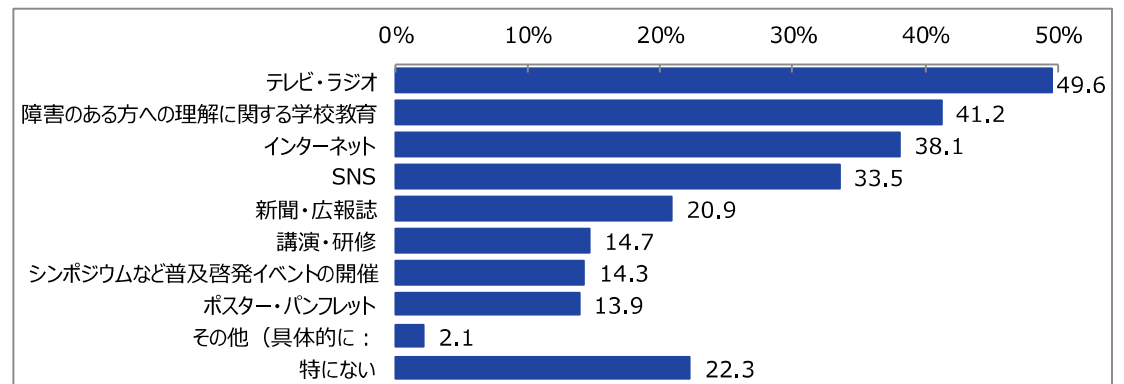
5 障害を理由とした差別を解消するための、効果的な周知啓発方法

◇ 「テレビ・ラジオ」が49.6%で最も高く、「障害のある方への理解に関する学校教育」が41.2%、「インターネット」が38.1%と続く。

Q5.あなたは、障害を理由とした差別を解消するため、どのような周知啓発方法が効果的だと思いますか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

MA

	%	n
全体	100.0	1000
テレビ・ラジオ	49.6	496
障害のある方への理解に関する学校教育	41.2	412
インターネット	38.1	381
SNS	33.5	335
新聞・広報誌	20.9	209
講演・研修	14.7	147
シンポジウムなど普及啓発イベントの開催	14.3	143
ポスター・パンフレット	13.9	139
その他（具体的に：	2.1	21
特にない	22.3	223



6 ヘルプマークの認知度

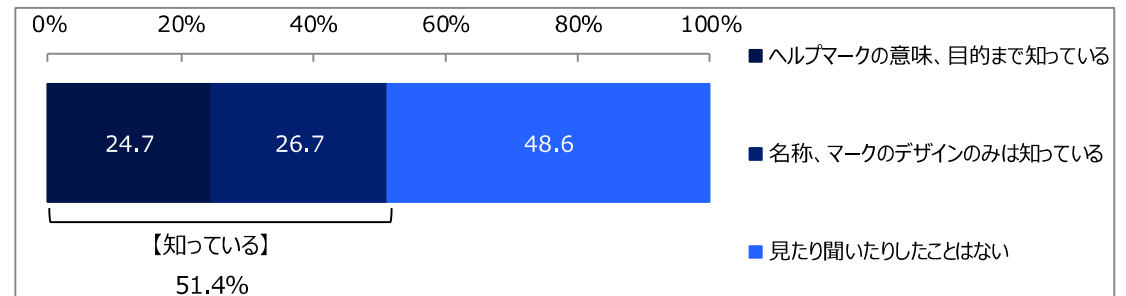
◇ 「ヘルプマークの意味、目的まで知っている」(24.7%)、「名称、マークのデザインのみは知っている」(26.7%)を合わせた【知っている】は51.4%となっている。

◇ 一方で、「見たり聞いたりしたことはない」が48.6%となっている。

Q6.あなたは、ヘルプマークを知っていますか。以下の説明文をお読みになり、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

SA

	%	n
全体	100.0	1000
ヘルプマークの意味、目的まで知っている	24.7	247
名称、マークのデザインのみは知っている	26.7	267
見たり聞いたりしたことはない	48.6	486



(※) ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ストラップとして、衣服やバッグに身に着けることができ、一見して配慮が必要なことを伝えることが出来るため、公共交通機関等における優先席の確保等、日常生活で幅広く役立つことが期待できます。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

詳しくは、茨城県 HP をご覧ください：<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/helpmark.html>

7 ヘルプマークの認知経路

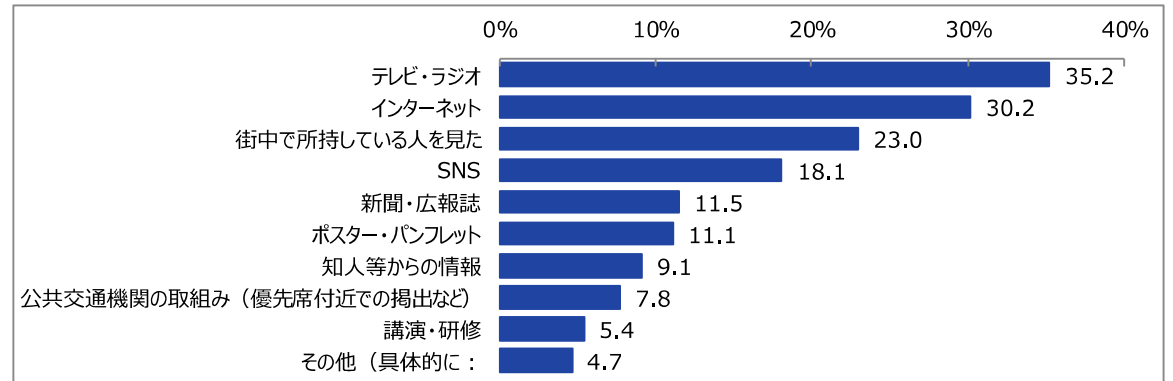
◇ 「テレビ・ラジオ」が35.2%で最も高く、「インターネット」が30.2%と続く。

(Q6で「1.ヘルプマークの意味、目的まで知っている」「2.名称、マークのデザインのみは知っている」と回答された方へ)

Q7.あなたは、ヘルプマークを何で知りましたか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

MA

	%	n
全体	100.0	514
テレビ・ラジオ	35.2	181
インターネット	30.2	155
街中で所持している人を見た	23.0	118
SNS	18.1	93
新聞・広報誌	11.5	59
ポスター・パンフレット	11.1	57
知人等からの情報	9.1	47
公共交通機関の取組み（優先席付近での掲出など）	7.8	40
講演・研修	5.4	28
その他（具体的に：	4.7	24



■調査の目的

県では、障害者権利条例及び障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした差別の解消に向けて様々な周知啓発活動を実施している。これまでの周知啓発活動の効果がどのように県民の認知度等に反映されているのか、また、今後取り組むべき効果的な周知啓発活動を検討するために調査を実施する。

さらに、障害者差別の解消に関する取組みの一環として、内部障害や難病の方、妊娠初期の方等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲から配慮や援助を得やすくなるよう身に着けるヘルプマークについても、県民の認知度を把握するとともに、さらなる周知啓発に取り組むうえで効果的な手段等を考察するため、併せて調査を実施する。

■実施概要

・実施期間：令和4年9月9日～9月16日

・サンプル数：茨城県常住人口調査（令和4年4月1日現在）に基づく性別・年代・居住地（5地域）の割合で割り付けた18歳以上の県民1,000サンプル

回答者数（人）

		県北	県央	鹿行	県南	県西	計
全体		115	247	95	352	191	1,000
性別	男性	60	126	50	180	99	515
	女性	55	121	45	172	92	485
年代別	18～29歳	18	41	16	66	32	173
	30歳代	17	44	17	62	32	172
	40歳代	23	57	21	81	43	225
	50歳代	27	55	20	75	41	218
	60歳代	30	50	21	68	43	212

県北：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、久慈郡

県央：水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、東茨城郡、那珂郡

鹿行：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

県南：土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡

県西：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡、猿島郡

(注)

1. 「ネットリサーチ」の回答者は、民間調査会社のインターネットリサーチモニターであり、無作為抽出された調査対象者ではない。
2. 割合を百分率で表示する場合は、小数点第2位を四捨五入した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。
3. 図表中の表記の語句は、短縮・簡略化している場合がある。